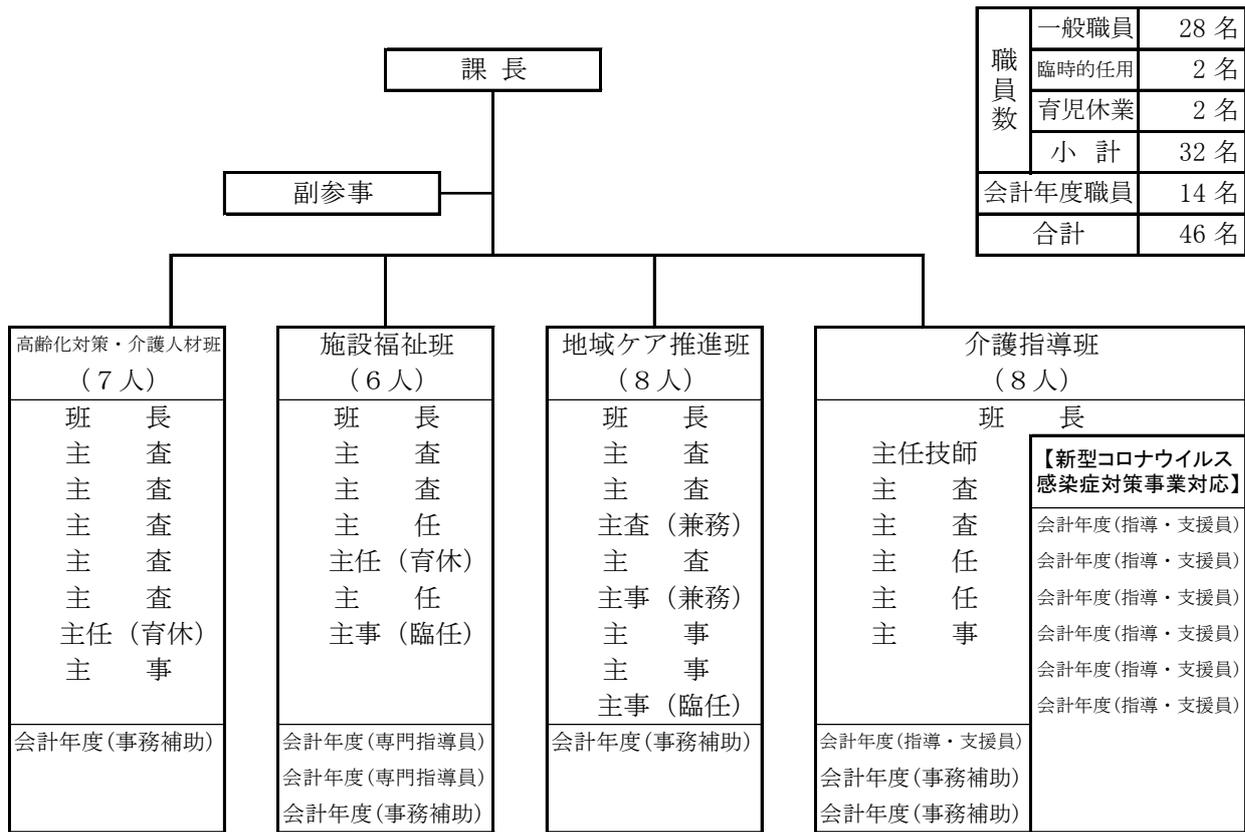


【高齡者福祉介護課】

1 高齢者福祉介護課の業務概要

(1)組織図（令和5年4月1日時点）



※主事(兼務)は9月末まで他課が本務

(2)事務分掌

高齢化対策・介護人材班

- (1) 高齢社会対策の総合企画及び調整に関すること
- (2) 高齢者保健福祉計画の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る計画、予算の総括及び事業の実施に関すること
- (4) （公財）沖縄県老人クラブ連合会に関すること
- (5) 老人クラブ活動等事業に関すること
- (6) 高齢者自身の取組支援事業に関すること
- (7) 沖縄県地域福祉基金に関すること
- (8) 在宅福祉事業補助金に関すること
- (9) 老人週間に関すること
- (10) 老人福祉統計に関すること
- (11) 市町村老人福祉計画作成上の市町村への技術的助言に関すること
- (12) 表彰の事務に関すること
- (18) 介護職員初任者研修等に関すること
- (14) 介護人材の確保及び育成に関すること
- (15) 介護支援専門員の養成並びに資質向上及び資格管理に関すること
- (16) 沖縄県介護支援専門員協会との調整、連携に関すること
- (17) 福祉用具専門相談員の養成に関すること
- (18) 介護保険事業費補助金及び調整交付金に関すること
- (19) 介護保険統計に関すること（介護保険事業状況報告）
- (20) 低所得者対策（利用負担軽減補助金）に関すること
- (21) 課の庶務に関すること

施設福祉班

- (1) 老人福祉施設の設置認可及び運営指導に関する事
- (2) 社会福祉法人の認可及び指導に関する事
- (3) 老人福祉施設の整備に関する事
- (4) 養護老人ホーム入所措置の技術的助言に関する事
- (5) 軽費老人ホームの補助金に関する事
- (6) 有料老人ホームに関する事
- (7) サービス付き高齢者向け住宅に関する事（有料老人ホームに該当するものに限る）
- (8) 住所地特例対象施設に関する事（有料老人ホームに限る）
- (9) 高齢者居住安定確保計画に関する事
- (10) 老人福祉施設職員の研修・表彰に関する事
- (11) 老人福祉施設への贈呈に関する事
- (12) 地域介護・福祉空間整備等交付金に関する事
- (13) 地域医療介護総合確保基金（介護分のうち介護施設等の整備分）に係る事業の実施に関する事
- (14) 老人ホームに係る各種調査（施設整備を除く）及び各種月報に関する事
- (15) 介護職員の喀痰吸引等事業者登録（老人福祉施設分）に関する事
- (16) 居住支援協議会・在宅高齢者の居住確保に関する事
- (17) 高齢者保健福祉計画に関する事（施設整備）
- (18) 養護老人ホーム等検討委員会に関する事
- (19) 首里厚生園の民間移譲後の業務に関する事
- (20) 新型インフルエンザ等対策・特定接種の登録に関する事

地域ケア推進班

- (1) 介護保険制度の推進体制に関する事
- (2) 沖縄県介護保険事業支援計画の策定及び見直し等に関する事、並びに市町村介護保険事業計画の策定及び見直し等に関する市町村の助言に関する事
- (3) 地域包括ケアシステムの構築に関する事
- (4) 地域包括支援センターの設置及び運営の助言及び指導に関する事
- (5) 地域支え合い体制づくりに関する事
- (6) 沖縄県介護保険審査会の運営に関する事
- (7) 地域支援事業交付金に関する事
- (8) 要介護認定事務の支援に関する事
- (9) 認定調査員、審査会委員、主治医等の研修に関する事
- (10) 認知症施策（認知症疾患医療センター、若年性認知症施策を含む）の推進に関する事
- (11) 高齢者虐待防止、孤立死防止に関する事
- (12) 介護保険制度の研修に関する事
- (13) 指定市町村事務受託法人の指定に関する事
- (14) 病床転換助成事業に関する事
- (15) 介護保険事業推進基金の運営に関する事
- (16) 介護給付費県負担金、国庫負担金に関する事
- (17) 市町村介護保険財政の総括及び財政安定化基金の運営に関する事
- (18) 介護給付適正化推進事業に関する事
- (19) 島しょ型福祉サービス総合支援事業に関する事
- (20) 他法、他制度との調整に関する事

介護指導班

- (1) 指定介護保険施設等の指定、更新、変更等に関する事
- (2) 指定介護保険事業者の指導監督に関する事
- (3) 指定介護保険事業者の育成、支援に関する事
- (4) 保険者・関係団体への助言、調整に関する事（介護保険事業者指導監督に係るもの）
- (5) 介護サービス情報の公表に関する事
- (6) 地域密着型サービス事業の外部評価に関する事

- (7) 認知症介護実践研修事業に関する事
- (8) 高齢者権利擁護等推進事業に関する事
- (9) 国民健康保険団体連合会との調整に関する事（介護施設等の給付情報に関する事）
- (10) 基準該当、離島等相当、地域密着型サービス事業者の登録に関する事
- (11) 介護保険指定事業者管理台帳に関する事
- (12) 喀痰吸引等事業者登録（介護保険サービス事業者分）に関する事
- (13) 介護サービス事業者等指導体制の整備に関する事
- (14) 市町村が行う介護保険の事業所指定及び事業者指導監督の支援に関する事
- (15) 福祉事務所が行う介護保険の事業所指定及び事業者指導監督の支援に関する事
- (16) 介護保険施設等指導調整会議に関する事
- (17) 新型インフルエンザ等対策・特定接種の登録に関する事
- (18) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に係る事業の実施に関する事

(3) 主要事業の体系図

| | | | |
|--|-----------------------------------|--------------|-----------|
| (目) 老人福祉費 19,704,387千円 | | | |
| (事項) 老人福祉諸費 67,503千円 | (事業) 高齢者福祉介護課運営費 | 1,728千円 | |
| | (事業) 高齢者福祉対策事業費 | 7,122千円 | |
| (事項) 在宅老人福祉対策費 122,073千円 | (事業) 高齢者権利擁護総合推進事業 | 3,764千円 | |
| | (事業) 高齢者虐待防止対策推進事業 | 2,379千円 | |
| | (事業) 若年性認知症対策推進事業 | 15,024千円 | |
| | (事業) 認知症疾患医療センター運営事業 | 37,486千円 | |
| | (事業) 在宅老人福祉対策事業費 | 31,454千円 | |
| | (事業) 社会参加促進事業 | 79,726千円 | |
| (事項) 介護保険福祉諸費 18,319,069千円 | (事業) 介護実習・普及センター運営費 | 10,893千円 | |
| | (事業) 介護保険事業費 | 99,489千円 | |
| | (事業) 介護給付費等負担事業費 | 17,817,627千円 | |
| | (事業) 介護サービス事業者指導・支援事業 | 16,248千円 | |
| | (事業) 介護予防市町村支援事業 | 46,872千円 | |
| | (事業) 島しょ型福祉サービス総合支援事業費 | 59,372千円 | |
| | (事業) 介護保険指導監督事業 | 37,933千円 | |
| | (事業) 新型コロナウイルス感染症対策事業 | 71,086千円 | |
| | (事業) 介護保険審査会運営費 | 442千円 | |
| | (事業) 介護職員処遇改善事業 | 170,000千円 | |
| (事項) 病床転換助成事業 0千円 | (事業) 病床転換助成事業 | 0千円 | |
| (事項) 地域医療介護総合確保基金事業(介護分) 953,253千円 | (事業) 地域医療介護総合確保基金事業(積立金) | 847,707千円 | |
| | (事業) 認知症地域医療支援事業 | 10,116千円 | |
| | (事業) 市民後見推進事業 | 7,900千円 | |
| | (事業) 介護役職者向けマネジメント研修事業 | 4,000千円 | |
| | (事業) 看護職人材育成事業 | 2,874千円 | |
| | (事業) 島しょ地域介護人材確保対策事業 | 6,322千円 | |
| | (事業) 介護職魅力発信事業 | 2,500千円 | |
| | (事業) 離島高校生等に対する介護研修事業 | 9,029千円 | |
| | (事業) 介護に関する入門的研修事業 | 13,305千円 | |
| | (事業) 介護ロボット導入支援事業 | 15,000千円 | |
| | (事業) 外国人介護人材受入支援事業 | 3,000千円 | |
| | (事業) ICT導入支援事業 | 20,000千円 | |
| | (事業) 特定技能1号外国人のマッチング支援事業 | 11,500千円 | |
| | その他事業計 | | 242,489千円 |
| | (目) 老人福祉施設費 1,594,829千円 | | |
| (事項) 老人福祉施設指導諸費 157,488千円 | (事業) 老人福祉施設指導監督事業費 | 4,254千円 | |
| | (事業) 有料老人ホーム定期報告・公表事業 | 10,700千円 | |
| | (事業) 軽費老人ホーム事務費補助事業 | 142,534千円 | |
| (事項) 老人福祉施設整備費 1,437,341千円 | (事業) 老人福祉施設整備事業費 | 309,316千円 | |
| | (事業) 施設開設準備経費等助成事業 | 324,760千円 | |
| | (事業) 介護基盤整備等基金事業 | 793,665千円 | |
| | (事業) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金事業 | 9,600千円 | |

2 高齢社会の現状

(1) 概要

わが国では高齢化が急速に進展しており、令和2(2020)年の高齢化率(総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合)は28.0%に達している(令和2年国勢調査)。

今後も高齢化率は上昇を続け、令和7(2025)年には30%、令和18(2036)年には33.3%と3人に1人が高齢者となる見込みである。

(2) 高齢者の現状

本県の高齢者人口の推移をみると、昭和35年は総人口883,122人のうち48,171人(高齢化率5.5%)、令和2年は総人口1,467,480人のうち、324,708人(同22.1%)となっており、この60年の期間で総人口が約1.66倍の増加であるのに対し、高齢者人口は約6.74倍となっている。また、令和元年に高齢化率が21%を超えたことにより、本県も「超高齢社会」と呼ばれる状況となっている。

令和2年の本県の高齢化率は22.1%であり、全国平均を5.9ポイント下回っており、全国に比べ低い水準で推移しているものの、今後も確実に高齢化率は上昇していくことが見込まれている。

表3-1 総人口に占める高齢者人口の推移

| 区分 年 | 全 国 | | | 沖 縄 県 | | | 備 考 |
|---------|--------------|-------------|-------------|--------------|-------------|-------------|-----|
| | 総人口 | 65歳以上人口 | 高齢化率 | 総人口 | 65歳以上人口 | 高齢化率 | |
| 昭和35 | 千人 94,302 | 千人 5,398 | % 5.7 | 人 883,122 | 人 48,171 | % 5.5 | |
| 40 | 99,209 | 6,236 | 6.3 | 934,176 | 54,739 | 5.9 | |
| 45 | 104,665 | 7,393 | 7.1 | 945,111 | 62,303 | 6.6 | |
| 50 | 111,940 | 8,865 | 7.9 | 1,042,572 | 72,539 | 7.0 | |
| 55 | 117,060 | 10,647 | 9.1 | 1,106,559 | 85,819 | 7.8 | |
| 60 | 121,049 | 12,468 | 10.3 | 1,179,097 | 101,947 | 8.6 | |
| 平成 2 | 123,611 | 14,895 | 12.0 | 1,222,398 | 121,082 | 9.9 | |
| 7 | 125,570 | 18,261 | 14.5 | 1,273,440 | 148,567 | 11.7 | |
| 12 | 126,926 | 22,005 | 17.3 | 1,318,220 | 182,557 | 13.8 | |
| 17 | 127,768 | 25,672 | 20.1 | 1,361,594 | 218,897 | 16.1 | |
| 22 | 128,057 | 29,246 | 22.8 | 1,392,818 | 240,507 | 17.3 | |
| 27 | 127,095 | 33,465 | 26.6 | 1,433,566 | 278,337 | 19.6 | |
| 令和 元 | 126,167 | 35,885 | 28.4 | 1,479,321 | 320,400 | 21.7 | |
| 2 | 126,146 | 35,336 | 28.0 | 1,467,480 | 324,708 | 22.1 | |
| 3 | 125,502 | 36,214 | 28.9 | 1,485,024 | 335,860 | 22.6 | |
| 4 | 124,947 | 36,237 | 29.0 | 1,484,683 | 342,771 | 23.1 | |
| 7 | 123,262 | 36,529 | 29.6 | 1,462,068 | 362,595 | 24.8 | 推計 |
| 17 | 116,639 | 37,732 | 32.3 | 1,450,619 | 410,470 | 28.3 | 〃 |

資料： 令和2年までは「国勢調査」による確定値。

令和3年及び令和4年は、全国値は総務省人口推計(各年10.1時点)、県値は「市町村住民基本台帳集計値(各年10.1時点)」。

令和7年以降については国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」。

(3) 老年人口指数の推移

本県の老年人口指数（生産年齢人口「15～64歳」に対する老年人口の割合）の推移をみると、昭和35年10.3%、平成7年17.6%、平成17年24.6%と増加の一途をたどり、令和2年は37.3%となっている。65歳以上の高齢者1人を支える生産年齢人口は、昭和35年当時9.7人であったものが、令和2年では約2.7人で1人の高齢者を支えている。今後、この老年人口指数はさらに高まっていくことが予想される。

表3-2 老年人口指数の推移

| | | S 35年 | H 7年 | H12年 | H17年 | H22年 | H27年 | R 2年 | |
|----|-------------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 本県 | 老年人口指数 | (%) | 10.3 | 17.6 | 21.2 | 24.6 | 26.8 | 31.2 | 37.3 |
| | 老人1人に対する働き手 | (人) | 9.7 | 5.7 | 4.7 | 4.1 | 3.7 | 3.2 | 2.7 |
| 全国 | 老年人口指数 | (%) | 8.9 | 20.9 | 25.9 | 30.5 | 36.1 | 43.9 | 48.5 |
| | 老人1人に対する働き手 | (人) | 11.2 | 4.8 | 3.9 | 3.3 | 2.8 | 2.3 | 2.1 |

(注) 老年人口指数=老年人口(65歳以上人口)÷生産年齢人口(15～64歳人口)×100
 老人1人に対する働き手=生産年齢人口(15～64歳人口)÷老年人口(65歳以上人口)
 国勢調査の結果に基づき算出

(4) 高齢者世帯数の推移

本県の高齢者世帯数については、令和2年国勢調査の結果によると、世帯主が65歳以上である「高齢者世帯」の本県の状況は、約21万3千世帯、一般世帯総数に占める割合は34.7%で、全国平均(40.8%)と比較して6.1ポイント低いものの、前回平成27年の調査結果(32.9%)と比較すると1.8ポイント増加している。

また、高齢化の進行により、単身高齢者(単独世帯)や高齢者夫婦のみの世帯(夫婦のみ)も増加しており、家庭内の介護力は弱まっていくことが予想される。

これらの世帯に対する見守り体制の整備や、医療や介護を必要とする高齢者の増加に対応する介護等従事者の人材確保が喫緊の課題となっている。

表3-3 世帯の家族類型別65歳以上世帯員のいる一般世帯数 (単位:人・%)

| | 沖縄県(H27年) | | 沖縄県(R2年) | | 比較 R2-H27 | 全国(R2年) | | 令和2年沖縄県と全国 の比較 |
|---------------|-----------|------|----------|------|--------------|------------|------|-------------------|
| | 総数 | 率(%) | 総数 | 率(%) | | 総数 | 率(%) | |
| 一般世帯総数 | 559,215 | 100 | 613,294 | 100 | - | 55,704,949 | 100 | - |
| 65歳以上世帯 総数 | 183,202 | 32.9 | 212,708 | 34.7 | +1.8 | 22,655,031 | 40.8 | -6.1 |
| 単独世帯 | 51,710 | 9.3 | 68,601 | 11.2 | +1.9 | 6,716,806 | 12.1 | -0.9 |
| 親族のみの世帯 | 129,861 | 23.3 | 142,140 | 23.2 | -0.1 | 15,807,364 | 28.5 | -5.3 |
| 核家族世帯 | 101,084 | 18.1 | 115,472 | 18.9 | +0.8 | 12,528,163 | 22.6 | -3.7 |
| 夫婦のみ | 44,412 | 8.0 | 54,237 | 8.9 | +0.9 | 6,848,041 | 12.3 | -3.4 |
| 夫婦とこども | 29,631 | 5.3 | 31,346 | 5.1 | -0.2 | 3,082,828 | 5.6 | -0.5 |
| ひとり親とこども | 27,041 | 4.8 | 29,889 | 4.9 | +0.1 | 2,597,294 | 4.7 | +0.2 |
| 核家族以外の世帯 | 28,777 | 5.2 | 26,668 | 4.4 | -0.8 | 3,279,201 | 5.9 | -1.5 |
| 非親族を含む世帯 | 1,631 | 0.3 | 1,967 | 0.3 | 0 | 130,861 | 0.2 | 0.1 |

資料: 令和2年国勢調査 人口等基本集計結果の概要(沖縄県企画部統計課)

3 老人福祉対策

(1) 在宅老人福祉対策

高齢者が、心身共に健やかで、主体的に社会とかかわりながら生活を送っていくには、高齢者自身の心身の健康づくり・介護予防への取り組みを支援するとともに、高齢者が社会活動に参加しやすい環境整備を行っていくことが必要である。

地域支援事業は、被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行うものである。

また、高齢者が介護や支援が必要な状態になっても安心して生活を送ることができるよう、「地域包括支援センター」を核とした地域における総合的・包括的な相談支援体制の整備、高齢者の生活支援・家族介護支援等を行っているほか、在宅高齢者等の権利擁護の推進、「沖縄県介護実習・普及センター」での介護技術・知識に関する県民向けの講座・研修の実施等を行っている。

① 地域支援事業

高齢者の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活を支援するために、市町村が主体となって実施する事業

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

a 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメントに基づき、要支援者等に対して必要な支援を行う事業や、住民主体の多様なサービスの支援などを行う。

b 一般介護予防事業

第1号被保険者全員を対象として、通いの場を充実させる事業などを行う。

イ 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営（総合相談支援業務、権利擁護業務等）や、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業、地域ケア会議の推進を行う。

ウ 任意事業

地域の実情に応じ市町村が任意に実施する事業で、介護給付費等費用適正化事業など行う。

② 高齢者権利擁護の総合的な推進

認知症対策、高齢者虐待の防止対策、成年後見制度等の普及促進対策を一体のものとして総合的に実施することにより、高齢者が尊厳を保ちながら暮らし続けることができる地域社会づくりを推進している。

ア 認知症対策

a 認知症の地域医療の支援

地域において、医療と介護が一体となった認知症の方への支援体制の構築を図るため、認知症サポート医の養成や、かかりつけ医認知症対応力向上研修、病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修等を実施している。

(a) 認知症サポート医の養成

認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる認知症サポート医の養成を行っている。

(b) 認知症サポート医フォローアップ研修

認知症サポート医（推進医師）等に対し、認知症の診断・治療・ケア等に関する研修、症例検討、グループ討議等を通じて、地域における認知症の人への支援体制の充実・強化を図る研修を実施している。

(c) かかりつけ医認知症対応力向上研修

高齢者が、日頃より受診する診療所等の主治医（かかりつけ医）に対し、適切な認知症診断の知識・技術や家族からの話や悩みを聴く姿勢を習得するための研修を実施している。

(d) 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修

病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し、認知症の人や、家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性、認知症ケアの原則等の知識について習得するための研修を実施している。

(e) 看護職員認知症対応力向上研修

医療機関内等での認知症ケアの適切な実施とマネジメント体制の構築を目的として、認知症の人と接する機会が多い看護職員に対し、医療機関等に入院から退院までのプロセスに沿った必要な基本知識や、個々の認知症の特徴等に対する実践的な対応力を習得し、同じ医療機関等の看護職員に対し伝達するための研修を実施している。

(f) 薬剤師認知症対応力向上研修

高齢者が受診した際や受診後等に接する薬局・薬剤師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施している。

(g) 歯科医師認知症対応力向上研修

高齢者が受診する歯科医師に対し、認知症の人本人とその家族を支えるために必要な基本知識や、医療と介護の連携の重要性等を習得するための研修を実施している。

b 認知症サポーター養成講座の開催支援

「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」の推進のために、各地域で認知症の人を理解し応援者となる認知症サポーターを養成する。

○開催申込：原則10名以上のグループから申し込みがあった場合は、県または市町村事務局が標準教材、サポーターカード等必要な物品を無償で提供する。

○対象者：地域住民、職域、学校等。

○講師：認知症キャラバン・メイト養成研修を修了した認知症キャラバン・メイトがボランティアとして務める。

c 認知症キャラバン・メイト養成研修

「認知症サポーター養成講座」の講師となる人材を養成する。

○対象者：次のいずれかの要件を満たす者で、「認知症サポーター養成講座」の講師をボランティアの立場で行える者

- ・認知症介護指導者養成研修修了者
- ・認知症介護実践リーダー研修（認知症介護実務者研修専門課程）修了者
- ・介護相談員
- ・認知症の当事者及び家族の会会員
- ・民生委員
- ・行政職員及び地域包括支援センター職員
- ・介護従事者（ケアマネジャー、施設職員等）
- ・医療従事者（医師、看護師等）
- ・認知症に関する基本的な知識や介護経験等があり、上記に準ずると県が認める者

d 認知症疾患医療センター

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断・治療・専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とし、認知症疾患医療センターを設置している。

〔県内の認知症疾患医療センター指定病院〕

全 圏 域：（基幹型） 琉球大学病院

北部圏域：（地域型） 医療法人タピック 宮里病院

中部圏域：（地域型） 医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院

南部圏域：（地域型） 医療法人社団輔仁会 嬉野が丘サマリヤ人病院

南部圏域：（地域型） 医療法人天仁会 天久台病院

宮古圏域：（連携型） 医療法人たぶの木 うむやすみやあす・ん診療所

八重山圏域（連携型） ぬちぐすい診療所

e 若年性認知症対策

若年性認知症者の実態調査等を通じて、若年性認知症施策を進める上で必要な基礎的なデータ及びニーズを把握するとともに、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、相談対応及び孤立しやすい若年性認知症の本人及び家族が、お互いに支えあうことのできるネットワーク作りの立ち上げ、また、支援者のネットワークを構築することにより、若年性認知症施策を推進している。

表3-4 キャラバンメイト・サポーター市町村別人数(令和5年3月31日現在報告分)

| | 市町村名 | 登録 メイト数 | 活動 メイト | 非活動 メイト | 講座開催回数 (R4.4~R5.3) | サポータ 一数 | 事務局 設置 |
|----|------|------------|-----------|------------|-----------------------|------------|-----------|
| 1 | 那覇市 | 293 | 136 | 157 | 36 | 25,562 | ○ |
| 2 | 宜野湾市 | 149 | 86 | 63 | 23 | 6,023 | ○ |
| 3 | 石垣市 | 69 | 49 | 20 | 7 | 2,255 | ○ |
| 4 | 浦添市 | 243 | 118 | 125 | 11 | 12,293 | ○ |
| 5 | 名護市 | 75 | 56 | 19 | 10 | 4,632 | ○ |
| 6 | 糸満市 | 95 | 51 | 44 | 8 | 4,881 | ○ |
| 7 | 沖縄市 | 183 | 108 | 75 | 29 | 8,473 | ○ |
| 8 | 豊見城市 | 89 | 42 | 47 | 3 | 3,282 | ○ |
| 9 | うるま市 | 141 | 62 | 79 | 16 | 5,136 | ○ |
| 10 | 宮古島市 | 46 | 29 | 17 | 4 | 3,404 | ○ |
| 11 | 南城市 | 65 | 31 | 34 | 4 | 2,364 | ○ |
| 12 | 国頭村 | 11 | 6 | 5 | 0 | 164 | ○ |
| 13 | 大宜味村 | 10 | 5 | 5 | 0 | 295 | ○ |
| 14 | 東村 | 1 | 0 | 1 | 0 | 137 | ○ |
| 15 | 今帰仁村 | 12 | 4 | 8 | 0 | 543 | ○ |
| 16 | 本部町 | 29 | 15 | 14 | 3 | 748 | ○ |
| 17 | 恩納村 | 26 | 22 | 4 | 0 | 1,008 | ○ |
| 18 | 宜野座村 | 22 | 15 | 7 | 1 | 931 | ○ |
| 19 | 金武町 | 39 | 23 | 16 | 6 | 1,019 | ○ |
| 20 | 伊江村 | 3 | 3 | 0 | 5 | 490 | ○ |
| 21 | 読谷村 | 83 | 34 | 49 | 0 | 2,302 | ○ |
| 22 | 嘉手納町 | 15 | 13 | 2 | 1 | 1,344 | ○ |
| 23 | 北谷町 | 28 | 20 | 8 | 2 | 2,745 | ○ |
| 24 | 北中城村 | 41 | 25 | 16 | 7 | 2,008 | ○ |
| 25 | 中城村 | 20 | 10 | 10 | 2 | 1,982 | ○ |
| 26 | 西原町 | 38 | 26 | 12 | 9 | 3,161 | ○ |
| 27 | 与那原町 | 21 | 5 | 16 | 9 | 4,706 | ○ |
| 28 | 南風原町 | 51 | 28 | 23 | 3 | 4,351 | ○ |
| 29 | 渡嘉敷村 | 6 | 4 | 2 | 2 | 145 | ○ |
| 30 | 座間味村 | 3 | 3 | 0 | 0 | 421 | ○ |
| 31 | 粟国村 | 1 | 1 | 0 | 0 | 40 | ○ |
| 32 | 渡名喜村 | 1 | 0 | 1 | 0 | 51 | ○ |
| 33 | 南大東村 | 5 | 3 | 2 | 0 | 249 | ○ |
| 34 | 北大東村 | 1 | 1 | 0 | 0 | 42 | ○ |
| 35 | 伊平屋村 | 7 | 5 | 2 | 0 | 123 | ○ |
| 36 | 伊是名村 | 2 | 2 | 0 | 0 | 254 | ○ |
| 37 | 久米島町 | 11 | 10 | 1 | 0 | 973 | ○ |
| 38 | 八重瀬町 | 35 | 17 | 18 | 5 | 2,004 | ○ |
| 39 | 多良間村 | 3 | 1 | 2 | 0 | 103 | ○ |
| 40 | 竹富町 | 4 | 4 | 0 | 1 | 282 | ○ |
| 41 | 与那国町 | 3 | 1 | 2 | 0 | 181 | ○ |
| 合計 | | 1,980 | 1,074 | 906 | 207 | 111,107 | 41 |

イ 高齢者虐待防止対策

a 高齢者虐待の状況についての調査及び公表

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、国は標記の調査を実施している。県では、同調査について県内全体の調査結果をまとめ、毎年度公表している。

また、同法第25条に基づき、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況についても併せて公表している。

b 市町村の高齢者虐待対応体制整備の支援

高齢者虐待防止の相談窓口は、市町村または地域包括支援センターであることから、その対応に携わっている職員を対象に対応技術向上のための研修を実施している。

また、国等からの高齢者虐待防止に関する情報については、市町村、地域包括支援センターの他、関係機関・団体等に提供し啓発に努めている。

表3-5 令和3年度 本県における高齢者虐待の状況

1 虐待者の別

| 虐待者 | 養介護施設従事者等 | 養護者 | 合計 |
|-----|-----------|-----|-----|
| 件数 | 7 | 206 | 213 |

※1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例件数と下表2、3の被虐待高齢者人数は一致しない場合がある。

2 被虐待者の性別

| 性別 | 養介護施設従事者等 | 養護者 | 合計 | 割合 |
|----|-----------|-----|-----|--------|
| 女 | 4 | 156 | 160 | 73.7% |
| 男 | 3 | 54 | 57 | 26.3% |
| 合計 | 7 | 210 | 217 | 100.0% |

※被虐待者の実人数について集計

3 被虐待者の年齢階級

| 年齢階級 | 養介護施設従事者等 | 養護者 | 合計 | 割合 |
|---------|-----------|-----|-----|--------|
| 65未満障害者 | 2 | — | 2 | 0.9% |
| 65～69歳 | 1 | 26 | 27 | 12.4% |
| 70～79歳 | 1 | 63 | 64 | 29.5% |
| 80～89歳 | 1 | 98 | 99 | 45.6% |
| 90歳以上 | 2 | 23 | 25 | 11.5% |
| 不明 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 7 | 210 | 217 | 100.0% |

※被虐待者の実人数について集計

4 虐待の種類 (複数回答)

| 虐待種類 | 養介護施設従事者等 | 養護者 | 合計 | 割合 |
|-------|-----------|-----|-----|--------|
| 身体的虐待 | 2 | 141 | 143 | 46.1% |
| 放棄・放任 | 1 | 28 | 29 | 9.4% |
| 心理的虐待 | 4 | 105 | 109 | 35.2% |
| 性的虐待 | 0 | 1 | 1 | 0.3% |
| 経済的虐待 | 0 | 28 | 28 | 9.0% |
| 合計 | 7 | 303 | 310 | 100.0% |

5 被虐待者からみた養護者の続柄（複数回答）

（養護者による虐待のケース）

| 世帯構成 | 養護者 | 割合 |
|------|-----|-------|
| 配偶者 | 68 | 31.2% |
| 息子 | 97 | 44.5% |
| 娘 | 28 | 12.8% |
| 嫁 | 2 | 0.9% |
| 兄弟姉妹 | 6 | 2.8% |
| 孫 | 3 | 1.4% |
| その他 | 14 | 6.4% |
| 合計 | 218 | 100% |

※養護者数は延べ数（一人の被虐待者に対し複数の養護者が虐待している場合がある）

6 被虐待者の要支援・要介護状態区分

| 区分 | 養介護施設 従事者等 | 養護者 | 合計 | 割合 |
|-----------|---------------|-----|-----|--------|
| 未申請 | - | 79 | 79 | 84.9% |
| 申請中 | - | 6 | 6 | 6.5% |
| 自立（認定非該当） | - | 8 | 8 | 8.6% |
| 小計 | - | 93 | 93 | 100.0% |
| 要介護度不明 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 要支援1 | 0 | 10 | 10 | 8.1% |
| 要支援2 | 0 | 13 | 13 | 10.5% |
| 要介護1 | 2 | 27 | 29 | 23.4% |
| 要介護2 | 2 | 30 | 32 | 25.8% |
| 要介護3 | 1 | 20 | 21 | 16.9% |
| 要介護4 | 2 | 9 | 11 | 8.9% |
| 要介護5 | 0 | 8 | 8 | 6.5% |
| 小計 | 7 | 117 | 124 | 100.0% |
| 合計 | 7 | 210 | 217 | - |

7 被虐待者の認知症日常生活自立度（要介護・要支援認定者のみ）

| 区分 | 養介護施設 従事者等 | 養護者 | 合計 | 割合 |
|--------------|---------------|-----|-----|--------|
| 自立又は認知症なし | 0 | 15 | 15 | 12.1% |
| 自立度Ⅰ | 0 | 26 | 26 | 21.0% |
| 自立度Ⅱ | 7 | 50 | 57 | 46.0% |
| 自立度Ⅲ | 0 | 24 | 24 | 19.4% |
| 自立度Ⅳ | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 自立度Ⅴ | 0 | 1 | 1 | 0.8% |
| 認知症はあるが自立度不明 | 0 | 1 | 1 | 0.8% |
| 認知症の有無が不明 | 0 | 0 | 0 | 0.0% |
| 合計 | 7 | 117 | 124 | 100.0% |

ウ 成年後見制度等の普及促進

認知症などにより、判断力の低下した高齢者等の財産管理や身上監護を成年後見人等が行う、成年後見制度の普及促進を図っている。

また、市町村が適切に制度を活用するよう、相談窓口の設置、情報提供や研修等を実施している。

(2) 高齢者の生きがいと健康づくりの推進

ア 老人クラブ活動

高齢者の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするとともに明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上に資する。

〈組 織〉

- ① 会員の年齢はおおむね60歳以上とする。ただし、老後の社会活動の円滑な展開に資するため、60歳未満の会員の加入を妨げないものとする。
- ② 会員はクラブ活動が円滑に行われる程度の同一小地域に居住する者とする。ただし、当該小地域を越える区域における活動形態別の組織化を妨げないものとする。
- ③ 会員数は、おおむね30人以上とすること。ただし、山村、離島などの地理的条件、その他特別の事業がある場合は、この限りではない。
- ④ 老人クラブの会員の互選による代表者1人を置くとともに、必要に応じて役員を置くことができるものとする。

〈活 動〉

- ① 老人クラブは、ボランティア活動、生きがいを高めるための各種活動、健康づくりに係る各種活動、その他の社会活動を総合的に実施するものとする。
- ② 老人クラブ活動は、年間を通じて恒常的かつ計画的に行うものとし、相当数の会員が常時参加するものとする。

〈費用の分担〉

(適正クラブ) 国 1 / 3 県 1 / 3 市町村 1 / 3

イ 老人クラブ活動推進員設置事業

老人クラブ活動の充実と発展を図るため、クラブの育成と指導を行う推進員を沖縄県老人クラブ連合会と下表の6地区老人クラブ連合会に設置する。

| 地 区 老 人 ク ラ ブ 連 合 会 | |
|---------------------|---------------|
| 北部地区老人クラブ連合会 | 宮古地区老人クラブ連合会 |
| 中部地区老人クラブ連合会 | 八重山地区老人クラブ連合会 |
| 南部地区老人クラブ連合会 | 那覇地区老人クラブ連合会 |

ウ 老人スポーツ普及

老人の健康を保持するとともに、老後の生きがいを高めるためには、老人が自分の能力に適したスポーツを行うことが望ましく、老人がスポーツに親しみ、また老人スポーツを普及させるため、昭和48年度から県内で実施されている。

〈実施主体〉 県老人クラブ連合会

〈実施方法〉 県内を6地区に分けて実施

〈実施期間〉 老人が多数参加できる時期を選ぶこととしており、10月又は11月に実施している。

〈実施種目〉 例) 団体演技、玉入れ競争、トリプルリレー、綱引き、千変万化、徒競走、玉ころがし、3世代リレー、老人体操、全員リレー

エ 老人作品文化展

「人生100年時代」においては、老後の自由に使える時間が増大する中で、いかに充実して過ごすかということは大きな課題であり、老後の健全な余暇活動を通じて、老人の創作意欲と社会的活動への参加意欲の向上を図り、老後の生きがいを高める。

〈実施主体〉 県老人クラブ連合会

〈実施方法〉 県内6地区に分けて実施

〈実施時期〉 原則として老人週間中に実施するものとする。

〈出品物〉 老人の余暇活動を通じて創作されたもので、その業をもって収入を得ているものは除く。

オ 老人芸能祭

老人が長年にわたって培ってきた地域色豊かな郷土芸能や日常の老人クラブ活動で研修した演芸等を発表し合うことにより、老後の生きがいを高める。

〈実施主体〉 県老人クラブ連合会

〈実施方法〉 県内6地区に分けて実施する。

〈実施時期〉 適宜

表3-6 単位老人クラブ数の推移

| 区 分 | 本 | | | | | 県 | | 助成状況 | |
|--------|----------------|-------|--------|---------|-------|------|--------|------|------|
| | 60歳以上 人口(人) | 適正クラブ | | その他のクラブ | | 計 | | 市町村数 | クラブ数 |
| | | クラブ数 | 会員数 | クラブ数 | 会員数 | クラブ数 | 会員数 | | |
| 平成24年度 | 351,550 | 654 | 59,735 | 106 | 1,980 | 760 | 61,715 | 41 | 730 |
| 25 | 362,815 | 665 | 59,132 | 95 | 1,784 | 751 | 60,916 | 40 | 697 |
| 26 | 373,815 | 641 | 58,292 | 90 | 1,645 | 731 | 59,937 | 40 | 703 |
| 27 | 375,758 | 641 | 58,159 | 90 | 1,640 | 731 | 57,799 | 40 | 703 |
| 28 | 390,976 | 625 | 54,775 | 81 | 1,499 | 706 | 56,274 | 40 | 673 |
| 29 | 399,108 | 609 | 53,958 | 85 | 1,598 | 694 | 55,556 | 40 | 659 |
| 30 | 408,809 | 603 | 52,990 | 94 | 1,721 | 697 | 54,711 | 40 | 652 |
| 令和元年度 | 415,917 | 593 | 52,390 | 86 | 1,564 | 679 | 53,957 | 39 | 641 |
| 2 | 423,219 | 583 | 50,364 | 89 | 1,566 | 672 | 51,930 | 39 | 620 |
| 3 | 430,591 | 569 | 47,561 | 93 | 1,692 | 662 | 49,253 | 37 | 611 |
| 4 | 434,478 | 559 | 46,155 | 99 | 1,748 | 658 | 47,903 | 37 | 596 |

※各年度の60歳以上の人口は市町村調べ

※平成27年度・令和2年度の60歳以上の人口は国勢調査による。

カ 明るい長寿社会づくり推進事業の実施

少子高齢化社会が進展するなか、潤いと活力のある長寿県づくりに寄与することを目的に、広く県民に長寿社会に関する啓発普及活動を行うとともに、高齢者自身の生きがいと健康づくりを支援し、社会参加活動の促進に関する事業について、沖縄県社会福祉協議会いきいき長寿センターに委託して実施している。

表3-7 沖縄県いきいき長寿センター事業概要(令和4年度)

| 事業名 | 内 容 等 |
|-----------------------|--|
| <p>沖縄ねんりんピック開催事業</p> | <p>高齢者に適したスポーツ・文化活動等を通じて健康の保持・増進と参加者相互の交流を図り、生きがいと健康づくりを進めることにより、明るく活力あふれる長寿社会づくりを促進することを目的に、以下のとおり開催した。(新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)感染防止のため一部競技を中止)</p> <p>内 容：スポーツ交流大会16競技、文化交流大会2競技 (スポーツ交流大会1競技は中止)</p> <p>開催日：令和4年9月11・17・18・19・24・25日、10月15・17日、11月6日、12月4・10・11・17・18・24・25日</p> <p>場 所：奥武山総合運動公園他</p> <p>競技参加人数：2,447人</p> |
| <p>ねんりんピック選手等派遣事業</p> | <p>高齢者を中心とする国民の健康保持、増進、社会参加及び生きがいの高揚を図り、ふれあいと活力ある長寿社会を形成するために開催される全国健康福祉祭(ねんりんピック)に選手役員を以下のとおり派遣した。</p> <p>事業内容：①卓球、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール等のスポーツ交流 ②美術作品の出展</p> <p>派遣期間：令和4年11月11日～11月15日(大会期間：11月12日～11月15日)</p> <p>場 所：神奈川県 派遣者等：選手団等派遣数95名、美術展出展数10点</p> |
| <p>かりゆし美術展開催事業</p> | <p>高齢者の芸術文化活動の参加機会を提供することにより、趣味活動や文化探索意欲を高め、ゆとりある生きがいづくりに資するとともに、全国健康福祉祭(ねんりんピック)美術展への出展作品選考会を兼ねて、以下のとおり開催した。</p> <p>内 容：日本画、洋画、彫刻、工芸、書、写真の6部門</p> <p>開催日：令和5年1月26日～1月29日</p> <p>場 所：沖縄県立博物館・美術館</p> <p>出展数：186点</p> |
| <p>かりゆし長寿大学校運営事業</p> | <p>高齢者に体系的な学習の場を提供することによって、生きがいのある生活基盤の確立と健康の保持・増進に役立てるとともに、地域活動の担い手を養成する。</p> <p>対 象 者：60歳以上の県内高齢者</p> <p>定 員：96名(29期生(R1年度)：入学者数192名 卒業生数189名)</p> <p>就学年限：1年(週1回4時間) 年間時間数：75時間</p> <p>教 室：沖縄県総合福祉センター</p> <p>学習内容：地域文化学科、健康福祉学科、生活環境学科等</p> <p>授業料：15,000円(教材費・郊外実習費等は各自負担)</p> |

キ 沖縄県地域福祉基金（令和5年3月31日廃止）

(ア) 目的

地域の特性を生かした在宅福祉の向上、健康・生きがいづくり、民間活動の活発化等の施策を推進することにより、高齢者等の保健福祉の向上を図ることを目的としている。

(イ) 基金の額 0万円

<対象団体>

社団法人、財団法人、社会福祉法人、または社会福祉の振興に寄与する事業を行う団体で知事が特に必要と認める団体

<補助対象事業>

- ① 在宅福祉等の普及及び向上に関する事業
- ② 健康・生きがいづくりの推進に関する事業
- ③ ボランティア活動の活発化に関する事業
- ④ その他高齢者保健福祉の推進等に関する事業

表3-8 沖縄県地域福祉基金助成状況

| 年 度 | 補助団体数及び事業数 | 助成総額（千円） | 備 考 |
|---------|------------|----------|-----|
| 平成 21年度 | 14団体11事業 | 5,188 | |
| 22 | 12団体13事業 | 8,386 | |
| 23 | 19団体22事業 | 7,789 | |
| 24 | 20団体28事業 | 11,176 | |
| 25 | 44団体64事業 | 18,923 | |
| 26 | 9団体11事業 | 4,458 | |
| 27 | 4団体6事業 | 3,111 | |

※当該基金の運用益を活用し、沖縄県社会福祉協議会が実施する社会福祉振興基金助成事業を通じて対象団体へ補助していたが、運用益の減少により平成27年度を以て補助事業を終了した。

ク 沖縄県介護実習・普及センター運営事業

高齢者の介護研修・実習等を通じて、県民一人ひとりに介護知識、介護技術を高めてもらうとともに、「高齢社会は県民全体で支えるもの」という考えを広く県民に啓発し福祉用具の展示・相談体制を整備し、福祉用具の普及を図るもので、沖縄県社会福祉協議会へ運営を委託して実施している。

- 事業開始 平成15年4月1日
- 場 所 那覇市首里石嶺町4-373-1
沖縄県総合福祉センター東棟1階（事務所、展示場）、4階（介護実習室）
- 職員等の配置
 所長（兼任）：1人 教務担当：1人（嘱託）
 福祉用具相談員：1人（介護福祉士・嘱託） 事務職員：1人（賃金職員）

○ 事業内容

- ① 介護知識・介護技術・福祉用具の啓発・広報活動
- ② 高齢者介護・福祉用具等に関する知識や技術の普及
- ③ 介護技術相談・福祉用具展示

表3-9 高齢者介護・福祉用具に関する知識や技術の普及講座実績一覧(令和4年度)

| 研修名 | 研修内容 | 対象者 | 開催数 | のべ受講者数 |
|------------------|------------------|----------|-----|--------|
| はじめての介護講座 | 介護に関する基礎的知識と介助方法 | 一般県民 | 3 | 51 |
| スキルアップ講座 | 基礎編及び応用編 | 従事者 | 4 | 42 |
| 「介護の日」講演会 | | 一般県民 | 1 | 143 |
| 福祉機器展 | | 従事者・一般県民 | 1 | 536 |
| 福祉用具展示場見学・相談会 | | 一般県民 | 随時 | 199 |
| 福祉用具展示場一般見学・相談件数 | | 一般県民 | 通年 | 748 |
| 計 | | | | 1,719 |

(3) 関連事業

ア 敬老事業

本格的な超高齢社会を迎えた今日、多年にわたり社会の進展に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、高齢者自らが健康増進に努め積極的に社会活動に参加し、生活の向上に努めることも重要である。老人福祉法は毎年9月15日を「老人の日」、9月15日から21日までの一週間を「老人週間」と定めており、県民の間に広く高齢者福祉についての関心と理解を深めるため、県では「老人の日・老人週間」キャンペーン等を実施している。

① 「老人の日・老人週間」キャンペーンの実施

社会の発展に長年尽力してこられた高齢者の長寿を祝うとともに、高齢者の福祉について県民の理解を深めるため、すべての高齢者が安心して暮らせるまちづくり、高齢者の社会参加・ボランティア活動の促進、高齢者の人権の尊重等6つの目標を掲げたキャンペーンを実施している。

※このほか、内閣総理大臣からの祝状及び記念品の贈呈、市町村長の慶祝訪問、敬老会の開催など、県内各地で地元自治体による多彩な催しが行われている。

表3-10 100歳以上高齢者の推移

| 区 分 | 本 県 | | | | 全 国 | | | | 備考 |
|-------|-----|-------|-------|-----------------|--------|--------|--------|-----------------|----|
| | 男 | 女 | 計 | 人口10万人 当たり人数 | 男 | 女 | 計 | 人口10万人 当たり人数 | |
| 昭和47年 | 5 | 9 | 14 | 1.44 | 78 | 327 | 405 | | |
| 48 | 7 | 21 | 28 | 2.81 | 91 | 404 | 495 | | |
| 49 | 8 | 18 | 26 | 2.55 | 96 | 431 | 527 | 0.48 | |
| 50 | 6 | 22 | 28 | 2.68 | 102 | 446 | 548 | 0.49 | |
| 51 | 5 | 22 | 27 | 2.65 | 113 | 553 | 666 | 0.59 | |
| 52 | 2 | 29 | 31 | 2.89 | 122 | 575 | 697 | 0.61 | |
| 53 | 5 | 19 | 24 | 2.31 | 132 | 660 | 792 | 0.69 | |
| 54 | 8 | 23 | 31 | 2.83 | 180 | 757 | 937 | 0.81 | |
| 55 | 6 | 30 | 36 | 2.89 | 174 | 794 | 968 | 0.83 | |
| 56 | 8 | 32 | 40 | 3.57 | 202 | 870 | 1,072 | 0.91 | |
| 57 | 10 | 34 | 44 | 3.89 | 233 | 967 | 1,200 | 1.01 | |
| 58 | 12 | 46 | 58 | 5.06 | 269 | 1,085 | 1,354 | 1.13 | |
| 59 | 11 | 57 | 68 | 5.86 | 347 | 1,216 | 1,563 | 1.30 | |
| 60 | 11 | 65 | 76 | 6.45 | 359 | 1,381 | 1,740 | 1.44 | |
| 61 | 22 | 68 | 90 | 7.58 | 361 | 1,490 | 1,851 | 1.52 | |
| 62 | 19 | 78 | 97 | 8.09 | 462 | 1,809 | 2,271 | 1.86 | |
| 63 | 18 | 100 | 118 | 9.77 | 562 | 2,106 | 2,668 | 2.17 | |
| 平成元年 | 21 | 126 | 147 | 12.10 | 630 | 2,448 | 3,078 | 2.49 | |
| 2 | 19 | 139 | 158 | 12.93 | 680 | 2,618 | 3,298 | 2.67 | |
| 3 | 25 | 147 | 172 | 13.98 | 749 | 2,876 | 3,625 | 2.92 | |
| 4 | 30 | 163 | 193 | 15.79 | 822 | 3,330 | 4,152 | 3.36 | |
| 5 | 34 | 172 | 206 | 16.64 | 943 | 3,859 | 4,802 | 3.86 | |
| 6 | 40 | 191 | 231 | 18.52 | 1,093 | 4,500 | 5,593 | 4.48 | |
| 7 | 47 | 216 | 263 | 20.89 | 1,255 | 5,123 | 6,378 | 5.10 | |
| 8 | 50 | 232 | 282 | 22.14 | 1,400 | 5,973 | 7,373 | 5.87 | |
| 9 | 54 | 261 | 315 | 24.55 | 1,570 | 6,921 | 8,491 | 6.75 | |
| 10 | 66 | 297 | 363 | 28.12 | 1,812 | 8,346 | 10,158 | 8.05 | |
| 11 | 61 | 304 | 365 | 28.06 | 1,973 | 9,373 | 11,346 | 8.97 | |
| 12 | 57 | 344 | 401 | 30.56 | 2,158 | 10,878 | 13,036 | 10.29 | |
| 13 | 55 | 402 | 457 | 34.67 | 2,541 | 12,934 | 15,475 | 12.19 | |
| 14 | 58 | 467 | 525 | 39.50 | 2,875 | 15,059 | 17,934 | 14.09 | |
| 15 | 64 | 505 | 569 | 42.49 | 3,159 | 17,402 | 20,561 | 16.13 | |
| 16 | 77 | 558 | 635 | 47.07 | 3,523 | 19,515 | 23,038 | 18.05 | |
| 17 | 84 | 615 | 699 | 51.43 | 3,779 | 21,775 | 25,554 | 20.01 | |
| 18 | 74 | 666 | 740 | 54.37 | 4,150 | 24,245 | 28,395 | 22.23 | |
| 19 | 75 | 717 | 792 | 57.89 | 4,613 | 27,682 | 32,295 | 25.28 | |
| 20 | 94 | 744 | 838 | 61.03 | 5,063 | 31,213 | 36,276 | 28.39 | |
| 21 | 107 | 821 | 928 | 67.44 | 5,447 | 34,952 | 40,399 | 31.64 | |
| 22 | 113 | 809 | 922 | 66.71 | 5,869 | 38,580 | 44,449 | 34.86 | |
| 23 | 117 | 803 | 920 | 66.04 | 6,162 | 41,594 | 47,756 | 37.29 | |
| 24 | 104 | 777 | 881 | 62.88 | 6,534 | 44,842 | 51,376 | 40.20 | |
| 25 | 111 | 812 | 923 | 65.51 | 6,791 | 47,606 | 54,397 | 42.66 | |
| 26 | 126 | 836 | 962 | 67.99 | 7,586 | 51,234 | 58,820 | 46.21 | |
| 27 | 125 | 838 | 963 | 66.08 | 7,840 | 53,728 | 61,568 | 48.48 | |
| 28 | 130 | 881 | 1,011 | 70.50 | 8,167 | 57,525 | 65,692 | 51.68 | |
| 29 | 133 | 1,029 | 1,162 | 80.75 | 8,192 | 59,579 | 67,771 | 53.39 | |
| 30 | 137 | 1,042 | 1,179 | 81.70 | 8,331 | 61,454 | 69,785 | 55.08 | |
| 令和元年 | 119 | 1,035 | 1,154 | 79.70 | 8,464 | 62,810 | 71,274 | 56.37 | |
| 2 | 142 | 1,073 | 1,215 | 83.62 | 9,475 | 70,975 | 80,450 | 63.76 | |
| 3 | 143 | 1,126 | 1,269 | 86.42 | 10,060 | 76,450 | 86,510 | 68.54 | |
| 4 | 152 | 1,182 | 1,334 | 90.87 | 10,365 | 80,161 | 90,526 | 72.13 | |
| 5 | 133 | 1,111 | 1,244 | 84.74 | 10,536 | 81,603 | 92,139 | 73.74 | |

※H20年度9/30時点、H21年度以降は9/15時点における年齢。調査時点は各年9/1現在。

出所：厚生労働省老健局「老人の日・老人週間」に係る発表資料。

(4) 施設福祉対策

高齢社会が進行するなか、居宅生活が困難な高齢者、施設入所の必要性が高い高齢者へ対応し、施設入所待機者の解消を図るため、特別養護老人ホームの増床整備を促進していくこととしている。

令和3年度から令和5年度を期間とする「沖縄県高齢者保健福祉計画（沖縄県老人福祉計画・第8期沖縄県介護保険事業支援計画）」において、広域型特別養護老人ホーム150床、地域密着型特別養護老人ホーム245床を整備するとともに、老朽化した広域型特別養護老人ホーム等の改築整備を促進することとしている。

ア 入所施設

(ア) 養護老人ホーム

おおむね65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なものを市町村の措置により入所させる施設であり、その設置状況は次のとおりである。

平成18年4月の老人福祉法の改正により、入所の基本方針の改正及び介護保険サービス利用の導入に伴い、入所者が介護保険サービスを利用できるようになった。

表3-11 養護老人ホーム設置状況の推移(令和5年3月末現在)

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 施 設 数 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 定 員 | 300人 | 300人 | 300人 | 300人 | 300人 |

(イ) 特別養護老人ホーム

おおむね65歳以上の者であって、寝たきりや認知症などにより常時の介護を必要とし、かつ在宅介護が困難なものを入所させ、養護することを目的とする施設であり、その設置状況は次のとおりである。

入所するには要介護認定を受け、原則として要介護3以上であることが必要である。

表3-12 特別養護老人ホーム設置状況の推移(令和5年3月末現在)

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施 設 数 | 75 | 76 | 76 | 78 | 79 |
| 定 員 | 4,944人 | 4,944人 | 4,973人 | 5,031人 | 5,060人 |

(ウ) 軽費老人ホーム

低額な料金で老人を入所させ、食事の提供等の日常生活上の便宜の提供を目的とした施設である。

特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設では、入居者が介護が必要になっても安心して住み続けることができる。

従来、A型・B型・ケアハウスの3類型が制度化されていたが、平成20年以降、ケアハウスに一元化された。(注：経過措置あり)

表3-13 軽費老人ホーム設置状況の推移(令和5年3月末現在)

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施 設 数 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| 定 員 | 450人 | 450人 | 450人 | 450人 | 450人 |
| (うち特定) | (350人) | (350人) | (350人) | (350人) | (350人) |

イ 利用施設

(ア) 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

高齢者に対して、介護支援機能、居宅機能及び地域との交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるように支援し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする小規模多機能施設であり、その設置状況は次のとおりである。

表3-14 生活支援ハウス設置状況の推移(令和5年3月末現在)

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 施 設 数 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 定 員 | 64 | 64 | 64 | 64 | 64 |

(イ) 老人福祉センター

無料又は低額な料金で老人に対して、各種の相談に応ずるとともに健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設であり、その設置状況は次のとおりである。

表3-15 老人福祉センター設置状況の推移(令和5年3月末現在)

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 設 置 数 | 27 | 27 | 26 | 24 | 24 |

(ウ) 老人憩いの家

市町村の地域において、老人に対し教養の向上、レクリエーション等の場を与え、老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設である。

表3-16 老人憩いの家設置状況の推移(令和5年3月末現在)

| 年 度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 設 置 数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |

(エ) 介護保険施設

要介護者を入所（入院）させて介護サービスを提供するための施設で、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の四施設がある。

介護老人福祉施設では、おおむね65歳以上の者であって、寝たきりや認知症などにより常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受け入れることが困難な要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話

を行っている。

介護老人保健施設では、在宅復帰を目指している要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練及びその他必要な医療のほか、日常生活上の世話をを行っている。

介護療養型医療施設では、病状安定期にあるが常時医学的管理が必要な要介護者に対し、療養上の管理を行うとともに、看護、医学的管理の下の介護、機能訓練及びその他必要な医療を提供している。

介護医療院では、長期にわたり療養が必要である者に対し、療養上の管理を行うとともに、看護、医学的管理の下の介護、機能訓練及びその他必要な医療並びに日常生活上の世話をしている。

表3-17 介護保険施設の整備数(令和5年4月1日現在) (単位:床)

| 項目 \ 圏域 | 北部 | 中部 | 南部 | 宮古 | 八重山 | 合計 |
|-----------|-----|-------|-------|-----|-----|-------|
| 介護老人福祉施設 | 588 | 1,781 | 2,241 | 210 | 230 | 5,050 |
| 介護老人保健施設 | 350 | 1,140 | 2,095 | 180 | 160 | 3,925 |
| 介護療養型医療施設 | 0 | 0 | 13 | 0 | 0 | 13 |
| 介護医療院 | 60 | 98 | 181 | 0 | 0 | 339 |

(注:上記の介護老人福祉施設には、地域密着型介護老人福祉施設を含む。)

4 介護保険制度の実施状況について

(1) 介護保険制度の背景と経過

令和2年の国勢調査によると、日本の人口は約1億2,615万人、そのうち28.6%が65歳以上の高齢者となっている。高齢化は、今後も急速に進展するものと予測されており、今世紀の半ばには国民の3人に1人が高齢者となるものと見込まれている。

介護を必要とする高齢者も大幅に増えており、既に高齢者のおよそ6人に1人が介護や支援を必要としている。同居の主な介護者の7割以上が60歳以上の方々であり、介護する人の負担も重くなっている。

高度経済成長期から始まった都市への人口移動などにより、核家族化が進行し、また、女性の社会進出も増えてくるなど、日本の家族構成は、戦前とは大きく変わった。家族だけで高齢者を介護することは、難しくなっている。

このようなことを背景として、介護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとして、平成12年4月から実施された。

介護保険制度が始まって以来、サービスの利用者数や利用量は年々増加している。このことは、利用者本人はもとより、家族の介護負担も軽減されたことを意味する。しかし、利用が促進されることにより、介護給付に要する費用も増大している。このため、第1期（平成12～14年度）介護保険事業計画に比べ、第2期（平成15～17年度）介護保険事業計画では多くの市町村で介護保険料が上昇した。第3期（平成18～20年度）介護保険事業計画では、県平均の介護保険料は第2期に比べて減少した。第4期（平成21～23年度）介護保険事業計画から第7期（平成30～令和2年度）介護保険事業計画まで、介護保険料は上昇を続けていたが、第8期（令和3年度～令和5年度）では、28円の減少となっている。

介護保険料の上昇を抑えるためには、介護予防の促進、医療・介護の連携体制の構築、認知症施策の推進、給付の適正化などに取り組む必要がある。

表3-18 第1号保険料基準額（月額推移）

| | 第1期 <small>(平成12年度～14年度)</small> | 第2期 <small>(平成15年度～17年度)</small> | 第3期 <small>(平成18年度～20年度)</small> | 第4期 <small>(平成21年度～23年度)</small> | 第5期 <small>(平成24年度～26年度)</small> | 第6期 <small>(平成27年度～29年度)</small> | 第7期 <small>(平成30年度～令和2年度)</small> | 第8期 <small>(令和3年度～5年度)</small> |
|----------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------------|
| 保険料月額 (県平均) | 3,618円 | 4,957円 | 4,875円 | 4,882円 | 5,880円 | 6,267円 | 6,854円 | 6,826円 |
| 前計画期間との差額 | - | 1,339円 | ▲82円 | 7円 | 998円 | 387円 | 587円 | ▲28円 |

(2) 介護保険制度とは

① 介護保険のサービスを利用できる方

ア 65歳以上の方（第1号被保険者）

（要介護状態）・・・寝たきり、認知症などで常に介護を必要とする状態

在宅・施設両方のサービスが受けられる。

（要支援状態）・・・家事など日常生活に支援が必要な状態

施設サービスは受けられない。

イ 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

初老期の認知症、脳血管疾患など加齢に伴って生ずる疾病（特定疾病）により要介護状態や要支援状態になった場合にサービスが受けられる。

② 介護サービスについて

要介護又は要支援の認定を市町村から受けた被保険者は、原則として1割（一定の所得がある方は2割又は3割）の費用負担で介護サービスを受けることができる。介護サービスは、受給者の違いによって介護給付と予防給付があり、また、サービスの内容として居宅サービスと施設サービスがある。さらに、指定・監督権限によって、一般のサービスと地域密着型サービスがある。

表 3-19 介護保険のサービス等の種類

| | 介護給付を行うサービス | 予防給付を行うサービス |
|--------------------|--|--|
| 県が指定・監督を行うサービス | <p>◎居宅サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売 <p>◎施設サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護療養型医療施設 ○介護医療院 <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通所介護 ○通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 | <p>◎介護予防サービス</p> <p>【訪問サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与</p> <p>○特定介護予防福祉用具販売</p> <p>※予防給付のうち訪問介護及び通所介護については、平成29年度から地域の実情に応じた取組みができる地域支援事業へ移行した。(新しい介護予防・日常支援総合事業)</p> <p>【通所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防通所リハビリテーション <p>【短期入所サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 |
| 市町村が指定・監督 | <p>◎地域密着型サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小規模多機能型居宅介護 ○夜間対応型訪問介護 ○認知症対応型共同生活介護(グループホーム) ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○看護小規模多機能型居宅介護 <p>◎居宅介護支援</p> | <p>◎介護予防支援</p> <p>◎地域密着型介護予防サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム) |
| その他 | ◎住宅改修 | ◎住宅改修 |
| 市町村が実施する事業(地域支援事業) | <p>◎新しい介護予防・日常支援総合事業(要支援1~2, それ以外の者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防・生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービス ・通所型サービス ・生活支援サービス(配食等) ・介護予防支援事業(ケアマネジメント) ○一般介護予防事業 <p>◎包括的支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域包括支援センターの運営(介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント業務、地域ケア会議の充実) ○在宅医療・介護連携の推進 ○認知症施策の推進(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、チームオレンジコーディネーターの配置等) ○生活支援サービスの体制整備(生活支援コーディネーター、就労活動支援コーディネーター、協議体の設置等) <p>◎任意事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護給付費適正化事業 ○家族介護支援事業 ○その他の事業 | |

(3) 介護保険財政について

① 費用の負担について

ア 費用の負担の概要

介護給付（予防給付を含む）に必要な費用は、サービス利用者の利用者負担を除いて、50%が公費でまかなわれる。その内訳は、国が25%（施設等の給付については20%）、都道府県が12.5%（施設等の給付については17.5%）、市町村が12.5%となっている。公費負担分を除く50%の費用は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40歳以上65歳未満）が保険料で負担する。

イ 調整交付金

国が負担する25%（20%）の費用のうち、5%相当分は市町村の努力では対応できない第1号保険料の格差を是正するための調整交付金として用いられる。

調整交付金には、普通調整交付金と特別調整交付金がある。

a 普通調整交付金

後期高齢者（75歳以上）加入割合及び②所得段階別の第1号被保険者の分布状況による市町村の保険料基準額の格差を是正するよう算定される。令和4年度沖縄県内各市町村への交付割合は平均5.64%となっており、是正される割合は高くなっている。

b 特別調整交付金

災害等の特別な事情がある市町村について、保険料の条例に定める減免や、利用者の1割負担の減免の一定部分を対象として交付される。令和4年度は県内10保険者に交付されている。

② 保険料

介護保険制度は、40歳以上の被保険者が納める保険料と国・県・市町村の税金で支える制度となっている。

ア 65歳以上の方（第1号被保険者）

高齢者の保険料は、前年の所得と住んでいる市町村のサービスの水準により異なる。

保険料は所得の状況に応じて、標準としては9段階に分かれており、低所得者の負担が重くならないように配慮されている。

なお、市町村民税非課税世帯（第1段階から第3段階）を対象として、公費による保険料軽減が行われている。

保険料の納め方は、老齢等年金給付が年額180,000円（月額15,000円）以上の方は、年金から天引きされる。老齢等年金給付が年額180,000円（月額15,000円）未満の方については、市町村からの納付書により金融機関の窓口、口座振替等で納めることになる。

表3-20 第1号被保険者（65歳以上）の保険料各段階別の標準的な割合

| | |
|---|-------------------|
| ○第1段階：①生活保護受給者、②世帯全員が市町村民税非課税の老齢福祉年金受給者、③世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下 | 基準額×0.5 (0.3) |
| ○第2段階：世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超 120万円以下 | 基準額×0.75 (0.5) |
| ○第3段階：世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等120万円超 | 基準額×0.75 (0.7) |
| ○第4段階：本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下 | 基準額×0.9 |
| ○第5段階：本人が市町村民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超 | 基準額×1.0 |
| ○第6段階：本人が市町村民税課税かつ合計所得金額120万円未満 | 基準額×1.2 |
| ○第7段階：本人が市町村民税課税かつ合計所得金額120万円以上210万円未満 | 基準額×1.3 |
| ○第8段階：本人が市町村民税課税かつ合計所得金額210万円以上320万円未満 | 基準額×1.5 |
| ○第9段階：本人が市町村民税課税かつ合計所得金額320万円以上 | 基準額×1.7 |

※ 上記は標準的な段階の割合であり、市町村により異なる。

※ () は公費による保険料軽減後の割合

イ 40歳から64歳までの方（第2号被保険者）

医療保険の保険料として一括して徴収される。

a 健康保険に加入している者

○保険料は給料に応じて異なる。

○保険料の半分は事業主が負担する。

○サラリーマンの妻など被扶養者は、各健康保険の被保険者が負担するので新たに保険料を納める必要はない。

b 国民健康保険に加入している者

○保険料は所得や資産等に応じて異なる。

○保険料と同額の国庫負担がある。

○世帯主が、世帯員の分も負担する。

ウ 第1号保険料

65歳以上の高齢者が支払う第1号保険料の額は、各保険者（市町村等）ごとに条例で定めており、3年ごとの介護保険事業計画見直しに併せて改定することとなっている。令和3～5年度の第8期介護保険事業計画期間については、全国基準額平均が5,869円から6,014円へと145円、2.5%増となったのに対し、本県基準額平均では6,854円から6,826円へと28円、0.4%減となっている。

表3-21 第1号保険料(月額・基準額)

| | 第1期 (H12～14) | 第2期 (H15～17) | 第3期 (H18～20) | 第4期 (H21～23) | 第5期 (H24～26) | 第6期 (H27～29) | 第7期 (H30～R2) | 第8期 (R3～R5) |
|-------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 沖縄県平均 | 3,618円 | 4,957円 | 4,875円 | 4,882円 | 5,880円 | 6,267円 | 6,854円 | 6,826円 |
| 全国平均 | 2,911円 | 3,293円 | 4,090円 | 4,160円 | 4,972円 | 5,514円 | 5,869円 | 6,014円 |

③ 介護保険財政安定化基金

給付費の予想を上回る伸びや、通常の徴収努力を行ってもなお生じる保険料未納による保険財政の赤字については、都道府県に設置された「財政安定化基金」から、資金の交付・貸付を受けることができる。

本県でも「沖縄県介護保険財政安定化基金」を平成12年4月1日に設置し、資金の積立や各保険者への交付・貸付等基金の運営を行い、介護保険財政の安定化を図っている。

表3-22 沖縄県介護保険財政安定化基金交付・貸付状況 (単位：千円)

| | H26年度 | H27年度 | H28年度 | H29年度 | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------|------|------|------|
| 交付額 | 6,711 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 貸付額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6,711 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

④ 令和4年度決算状況

ア 第1号被保険者の保険料 (徴収率)

徴収額 246億4,245万3,092円 (98.1%)

内訳 { [特別徴収] 214億8,554万8,066円 (100.0%)
[普通徴収] 31億5,690万5,026円 (86.7%)

イ 介護保険給付費

本県(13保険者)における令和4年度の介護保険給付費は、約1,057億円となっている。

(4) 介護保険制度の取り組み状況

① 制度の適正な運営を図るための取り組み

ア 市町村、関係機関への説明等

各保険者への説明・ヒアリング等を実施し、市町村の事務等について説明を行った。

イ 市町村における広報活動

市町村においては、広報誌や防災無線を通じた広報活動等により周知を図っている。

ウ 介護広報共同事業

介護保険制度の県民への周知については、市町村が負担金を出し合い、平成11年度から毎年度、介護広報共同事業を行っている。テレビ、ラジオ、新聞掲載、ポスターなどを活用して、介護保険制度の周知を図るとともに、介護予防の必要性や介護サービスの適正利用などをテーマに広報事業に取り組んでいる。

エ 介護サービス適正利用の推進

適切なサービス提供の確保とその結果としての費用の効率化を通じた介護給付の適正化を図ることが、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するもので

ある。

保険者である市町村が「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅改修・福祉用具実態調査」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」を実施しており、県では市町村の取組の支援、指導を行っている。

② 要介護認定

要介護認定は、平成11年10月1日から開始された。要介護認定事務については、13保険者で実施され、介護認定審査会については、本島内の7市と沖縄県介護保険広域連合（29市町村により構成）、八重山地区では八重山広域市町村圏事務組合、宮古島市（多良間村の審査会委託あり）の10カ所において実施されている。

介護認定審査会委員は保健、医療、福祉に関する学識経験者で構成されており、審査・判定を行っている。

③ 要介護（要支援）認定者数

市町村の介護保険事業状況報告によると、令和5年3月末現在、要支援を含めた要介護認定者数は62,671人、そのうち、65歳以上の第1号被保険者は61,107人（97.5%）、第2号被保険者は1,564人（2.5%）となっている。また、第1号被保険者のうち、75歳以上が52,281人（83.4%）と多い。

表3-23 市町村の認定者数（令和5年3月末現在）

| | 要支援1 | 要支援2 | 要介護1 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 | 合計 |
|---------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 第1号被保険者 | 5,567 | 8,648 | 9,996 | 9,800 | 10,381 | 11,328 | 5,387 | 61,107 |
| 65歳～74歳 | 1,033 | 1,620 | 1,240 | 1,372 | 1,372 | 1,347 | 842 | 8,826 |
| 75歳以上 | 4,534 | 7,028 | 8,756 | 8,428 | 9,009 | 9,981 | 4,545 | 52,281 |
| 第2号被保険者 | 121 | 302 | 152 | 283 | 280 | 222 | 204 | 1,564 |
| 総数 | 5,688 | 8,950 | 10,148 | 10,083 | 10,661 | 11,550 | 5,591 | 62,671 |
| 割合（%） | 9.1% | 14.3% | 16.2% | 16.1% | 17.0% | 18.4% | 8.9% | 100.0% |

④ 介護サービス受給者数

市町村の介護保険事業状況報告によると、令和5年4月記載月分（現物給付：2月サービス分、償還給付：3月支出決定分）の介護サービス受給者数は合計で54,341人で、内訳は居宅介護（介護予防）サービス受給者数が39,784人、地域密着型（介護予防）サービス受給者数が6,173人、施設介護サービス受給者数が8,384人となっている。

令和5年3月末現在の要介護認定者数62,671人のうち、介護サービス受給者の割合は86.7%（全国85.7%）で、介護サービスを受ける割合は全国と比べ高い。

⑤ 介護保険事業所等の指定状況

令和5年4月1日現在の県内の介護保険事業所等の指定件数は、1,604件となっている。

居宅サービス事業所は1,546件、施設サービスは、111件となっている。

平成30年度まで県所管であった指定居宅介護支援事業所については、平成31年度から市町村に権限委譲された。

表 3-24 介護保険事業所等の指定状況（令和 5 年 4 月 1 日現在（休止事業所除く））

| 居宅サービス | | 施設サービス | | |
|--------|-------------|--------|-----------|-------|
| | 1,546 | | 111 | |
| a | 訪問介護 | 351 | 介護老人福祉施設 | 62 |
| | 訪問入浴介護 | 7 | 介護老人保健施設 | 43 |
| | 訪問看護 | 220 | 介護療養型医療施設 | 1 |
| | 訪問リハビリテーション | 7 | 介護医療院 | 5 |
| | 居宅療養管理指導 | 0 | | |
| | 通所介護 | 531 | | |
| | 通所リハビリテーション | 110 | | |
| | 短期入所生活介護 | 74 | | |
| | 短期入所療養介護 | 45 | | |
| | 特定施設入居者生活介護 | 32 | | |
| | 福祉用具貸与 | 86 | | |
| | 特定福祉用具販売 | 83 | | |
| | | | 合 計 | 1,657 |

○注 1：訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導は、医療機関及び薬局のみなし指定を含まない。

○注 2：介護予防、地域密着型及び介護予防支援は含まない。

⑥ 介護保険審査会の運営

市町村（保険者）が行った行政処分（保険給付に関する処分及び保険料その他介護保険法の規定による徴収金に関する処分）に対し不服がある場合には、処分の内容を知った翌日から三月以内に沖縄県介護保険審査会に対して審査請求ができる。審査会では、市町村からの弁明書、申請者からの反論書をもとに、必要に応じて県の委嘱した専門調査員が調査し、これらを参考に裁決を行う仕組みとなっている。

表 3-25 沖縄県介護保険審査会実施状況（件数）

| 年 度 | 審査請求 | 審査 | | | 取り下げ | |
|--------|------|----|----|----|------|---|
| | | 認容 | 棄却 | 却下 | | |
| 平成30年度 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 令和元年度 | 9 | 2 | 2 | 0 | 0 | 4 |
| 令和2年度 | 3 | 5 | 0 | 3 | 2 | 3 |
| 令和3年度 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 |
| 令和4年度 | 5 | 1 | 0 | 1 | 0 | 3 |

⑦ 苦情・相談対応

介護保険の利用にあたって、サービスに不満があれば、各事業者に苦情を申し立てることができる。各事業者では、苦情を受け付ける窓口を設置し適切に対応することになっている。

保険者である市町村でも苦情・相談を受け付けており、その内容に応じて事業者等に対し調査・指導・助言を行っている。

制度上の苦情処理機関として、沖縄県国民健康保険連合会が位置づけられており、利用者、家族等による苦情処理申立てに基づき、事業者等に対する調査・指導・助言の権限を持ち苦情処理対応を行っている。令和4年度の相談は54件、申立ては3件となっている。

県は、事業所の指定基準違反等の場合は、指定取消処分を含めた事業者監督権限を有し随時、調査・指導・監査を行っている。

⑧ 人材の確保

ア 訪問介護員（ホームヘルパー）の養成（令和5年3月末現在の累計：人数は級で重複）

| | |
|-----------|---------|
| 基礎研修 | 857人 |
| 1級課程 | 946人 |
| 2級課程 | 27,102人 |
| 3級課程 | 6,081人 |
| 介護職員初任者研修 | 7,711人 |
| 合計 | 42,697人 |

イ 介護支援専門員の養成

介護保険制度では、介護の状態を認定し、その要介護度に応じて各介護サービスを行う仕組みとなっており、介護保険の基本理念である「利用者本意のサービスの提供」、「医療と福祉の総合化」及び「高齢者の自立支援」を推進するためには、課題分析、介護サービス計画の作成、サービスの紹介や事業者及び市町村との調整等、介護支援専門員の果たす役割は非常に大きい。介護支援専門員を養成するため、平成8年度から研修事業等を実施している。

表3-26 介護支援専門員実務研修受講試験の実施状況

| 年 度 | 合格者数（人） | 登録者数（人） |
|--------|---------|---------|
| 平成10年度 | 811 | 789 |
| 平成11年度 | 793 | 784 |
| 平成12年度 | 403 | 407 |
| 平成13年度 | 285 | 287 |
| 平成14年度 | 277 | 273 |
| 平成15年度 | 274 | 266 |
| 平成16年度 | 262 | 262 |
| 平成17年度 | 232 | 232 |
| 平成18年度 | 183 | 186 |
| 平成19年度 | 256 | 254 |
| 平成20年度 | 253 | 255 |
| 平成21年度 | 274 | 264 |
| 平成22年度 | 264 | 261 |
| 平成23年度 | 211 | 215 |
| 平成24年度 | 278 | 275 |
| 平成25年度 | 233 | 227 |
| 平成26年度 | 427 | 426 |
| 平成27年度 | 234 | 236 |
| 平成28年度 | 174 | 168 |
| 平成29年度 | 318 | 301 |
| 平成30年度 | 53 | 66 |
| 令和元年度 | 104 | 92 |
| 令和2年度 | 80 | 93 |
| 令和3年度 | 137 | 132 |
| 令和4年度 | 94 | 90 |
| 計 | 6,910 | 6,841 |

※平成10年度から令和4年度の25年間で、6,910人が合格し、そのうち、6,841人が介護支援専門員として登録している。

● 第26回介護支援専門員実務研修受講試験

日時：令和5年10月8日（日） 場所：沖縄本島・宮古地区・八重山地区

● 介護支援専門員資質向上事業について

平成18年4月1日に改正介護保険法が全面施行され、介護支援専門員の資質の確保と専門性の向上を図るために、介護支援専門員研修の義務化と資格の更新制度（5年更新）が導入され、新しい研修体系として「介護支援専門員資質向上事業（平成29年5月18日老発0518第6号）」を実施している。

その内容は、介護支援専門員実務研修受講試験合格後、資格取得のために受講する実務研修から、介護支援専門員の更新研修や、地域包括支援センターにおいて包括的・継続的ケアマネジメントの中核的な役割を担う人材を養成するための主任介護支援専門員研修まで、段階的に知識や技能を修得する生涯研修体系となっている。

表3-27 令和4年度介護支援専門員研修状況

| 研修名 | 受講対象者 | | 修了者数 |
|--------------------------------|-----------------------------------|------------|-------|
| 【養成研修】 実務研修 | 実務研修受講試験合格者 | | 90 人 |
| 【現任研修】 専門研修課程Ⅰ | 介護支援専門員として、現在実務に従事している者 | 実務就業後6ヶ月以上 | 130 人 |
| 専門研修課程Ⅱ | | 実務就業後3年以上 | 260 人 |
| 【キャリアアップ研修】 主任介護支援専門員研修 | 介護支援専門員として従事した期間が、3年以上又は5年以上など | | 90 人 |
| 【更新に関する研修】 未経験者更新研修 | 介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了し、実務経験が無い者 | | 115 人 |
| 【更新に関する研修】 再研修 | 介護支援専門員証の有効期間が切れた者で、実務に従事しようとする者 | | 71 人 |
| 【主任の更新に関する研修】 主任介護支援専門員更新研修 | 介護支援専門員に係る研修の企画等の経験がある主任介護支援専門員など | | 200 人 |

ウ 認定調査員等の研修

介護保険のサービスを利用するには、まず保険者である市町村に申請し、介護の必要の程度について要介護（要支援）認定を受ける必要がある。介護保険を適切に運営するための入口にあたる要介護（要支援）認定が、適切かつ円滑に実施できるために、また、公平・公正な審査が行われるために、認定調査員、介護認定審査会委員及び主治医の質の向上を目指して研修を行っている。

表3-28 令和4年度 認定調査員等研修実施状況

| 研修名 | | 回数 | 受講者数 | |
|-------------|----|----|------|--------|
| 認定調査員研修 | 新任 | 21 | 26 | *保険者実施 |
| | 現任 | 2 | 143 | |
| 介護認定審査会委員研修 | 新任 | 18 | 52 | *保険者実施 |
| | 現任 | 1 | 285 | |
| 主治医研修 | | 1 | 308 | |

* 新任者対象の認定調査員研修及び介護認定審査会委員研修については、保険者独自で実施している。今後、各保険者毎の課題に応じた研修が、全保険者で実施できるよう支援していく必要がある。

— 認定調査員研修 —

内 容：要介護認定及び要支援認定に関する基本的な考え方、認定調査の実施方法等
方 法：講義・事例検討方式
実施主体：沖縄県（現任研修）、各保険者（新任研修）

— 介護認定審査会委員研修 —

内 容：都道府県内情勢、介護認定審査会委員の基本姿勢、要介護認定関係制度論
要介護認定基準及び要支援認定基準の考え方等
方 法：講義・事例検討方式
実施主体：沖縄県（現任研修）、各保険者（新任研修）

— 主治医研修 —

内 容：介護保険制度における主治医の役割、介護認定の仕組みと基準、介護認定審査会
における審査判定の方法、主治医意見書の具体的な記載方法、特定疾病の診断等
方 法：講義
実施主体：沖縄県

— 介護認定審査会運営適正化研修 —

内 容：要介護認定審査会がより円滑に行われるよう、審査会委員長、合議体長、市町村
職員を対象に審査判定が困難な事例における審査会の進め方等
方 法：講義・情報交換等
実施主体：沖縄県

⑨ 認知症高齢者対策

ア 認知症高齢者グループホーム

認知症の高齢者に対し、共同生活住居で家庭的な環境と地域住民との交流の下で、介護や機能訓練を行い、能力に応じて自立した日常生活を営めるようにするものである。

介護保険指定認知症対応型共同生活介護事業所：113事業所 定員1,104名

（令和5年3月31日現在）

イ 認知症介護研修事業

認知症介護の質の向上を図るため、介護保険施設・事業所の介護従事者向けに次の研修を実施している。

- ・ 認知症介護の実践的な知識及び技術の修得のため、認知症介護実践者研修を実施
（令和5年3月31日現在で3,987人が修了）
- ・ 認知症介護の主導的立場となる人材を養成するため、認知症介護実践リーダー研修を実施
（令和5年3月31日現在で671人が修了）
- ・ 認知症介護研修事業についての企画・立案のほか、講師として指導できる人材を養成するため、認知症介護指導者養成研修を実施（令和5年3月31日現在で46人を養成）

⑩ 地域支援事業への支援

ア 地域支援事業について

市町村では、高齢者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう支援することを目的として「地域支援事業」を実施している。

県では人材育成等、広域的な観点から市町村を支援することとしている。

イ 市町村・地域包括支援センター職員及び専門職への研修について

県では、地域支援事業の効果的かつ効率的な実施を支援することを目的として、市町村・地域包括支援センター職員及び医療・介護専門職への研修を実施している。

(KDBシステム研修 218名、地域包括ケアシステム総論セミナー 76名、第9期介護保険事業計画策定に関する研修 72名、認知症施策に関する研修 17名、多職種コンソーシアム研修 126名、市町村・地域包括支援センター職員初任者／現任者研修 111名、地域支援事業等市町村支援アドバイザー事業専門職研修 43名)

(5) 今後の課題について

① 介護保険サービス基盤の充実

周辺離島においては、介護保険サービス事業者の参入が乏しく、提供されている介護保険サービスも訪問系サービスに偏っている。また、高齢化率も県平均と比べて高く今後もその傾向が続くものと推計されているところである。

このことから、周辺離島における介護保険サービスの基盤の充実に努める必要がある。

② 離島等における人材の確保・養成について

ア 介護支援専門員の確保

介護保険制度においては、要介護認定を受けた被保険者がサービスを利用するに当たって介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要となる。この介護サービス計画の作成、サービス提供事業者・家族・市町村との調整等を行うのが介護支援専門員である。

介護支援専門員が地元で確保できないと見込まれる離島地域の受験有資格者に対する受験勧奨について、引き続き働きかけていく必要がある。

イ 認定調査員等の養成・確保

離島市町村の介護保険制度の円滑な実施のためには、要介護認定を公平かつ迅速に行う必要がある。利用者の心身の状態を踏まえた適切な要介護認定を行うためには、認定調査員、認定審査会委員等の研修を充実させ、公平かつ適正な審査につなげる必要がある。

③ 低所得者に対する利用者負担軽減等措置制度の周知徹底・活用の促進

介護サービスは、原則としてサービスにかかった費用の1割（一定以上所得者に該当する65歳以上の人（第1号被保険者）については2割、現役並み所得者に該当する65歳以上の人（第1号被保険者）は3割）を利用者が負担する。

介護サービス利用者の負担が著しく高額とならないように、高額介護サービス費の制度により一定金額を超える支払いについては、払い戻しを受けられる。他に低所得者の負担軽減を図るため、諸種の措置が講じられている。

また、市町村民税非課税等の低所得者については、施設（短期入所）サービスの居住費及び食費に負担限度額が設定され、超えた分は補足給付として現物給付される。（特定入所者介護（介護予防）サービス費）

ア 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円だった者については、訪問系サービスの利用者負担が全額免除されている。

制度移行措置対象者→0%負担（全額免除）

※ 平成20年6月で、経過措置対象者への軽減は終了。

財源は国2/4、県1/4、市町村1/4

平成30年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし

令和元年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし

令和2年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし

令和3年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし

令和4年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし

※ 適用を受けるには市町村の窓口で「訪問介護等利用者負担額減額認定証」の交付を申請し認定を受ける必要がある。

イ 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担額軽減措置

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的役割に鑑み、低所得で生計が困難である者及び生活保護受給者に対し、利用者負担の軽減を行う場合に、市町村は所要の支援を行う。

財源は国2/4、県1/4、市町村1/4

平成30年度減免額（実績報告値）減免者数：27,393千円 557人

令和元年度減免額（実績報告値）減免者数：27,480千円 534人

令和2年度減免額（実績報告値）減免者数：27,299千円 680人

令和3年度減免額（実績報告値）減免者数：30,746千円 636人

令和4年度減免額（実績報告値）減免者数：35,518千円 776人

※ 適用を受けるには市町村の窓口で「社会福祉法人等利用者負担軽減認定証」の交付を申請し認定を受ける必要がある。

ウ 離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置

離島等地域においては、訪問系の介護サービスについて15%相当の特別地域加算が行われることから、利用者負担についても15%相当分が増額されることになる。そのため、利用者の負担軽減を図る目的で減額を行った社会福祉法人等に対し補助する。

（利用者負担10%→9%に軽減） 財源は国2/4、県1/4、市町村1/4

平成30年度減免額（実績報告値）減免者数：62千円 36人

令和元年度減免額（実績報告値）減免者数：77千円 47人
 令和2年度減免額（実績報告値）減免者数：119千円 40人
 令和3年度減免額（実績報告値）減免者数：136千円 47人
 令和4年度減免額（実績報告値）減免者数：135千円 42人

エ 中山間地域等における加算に係る利用者負担額軽減措置

中山間地域においては、訪問系の介護サービスについて、10%相当の加算が行われることから、利用者負担についても10%相当分が増額されることになる。そのため、利用者の負担軽減を図る目的で減額を行った社会福祉法人等に対し補助する。

（利用者負担10%→9%に軽減） 財源は国2/4、県1/4、市町村1/4

平成30年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし
 令和元年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし
 令和2年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし
 令和3年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし
 令和4年度減免額（実績報告値）減免者数：実績なし

オ 高額介護（介護予防）サービス費

月々の介護サービスの自己負担の合計額について、所得に応じ上限額を設定し、それを超えた部分について申請により払い戻される。

表3-29 高額介護サービス費負担上限区分

| 区 分 | 負担の上限額(月額) |
|---|----------------------------|
| 課税所得690万円(年収約1,160万円)以上 | 140,100円(世帯) |
| 課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満 | 93,000円(世帯) |
| 市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満 | 44,400円(世帯) |
| 世帯の全員が市町村民税非課税 | 24,600円(世帯) |
| 前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等 | 24,600円(世帯) 15,000円(個人) |
| 生活保護を受給している方等 | 15,000円(個人) |

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した者全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用した本人の負担の上限額を指す。

カ 特定入所者介護（介護予防）サービス費

市町村民税世帯非課税等の低所得者について、施設サービス、短期入所サービスの食費や居住費の負担には限度額が設定され、限度額を超える分は現物給付される（補足給付）。

(6) 市町村介護保険事務支援

県は、市町村（保険者）の介護保険事業が健全かつ円滑に行われるよう保険者への事務支援を行っている。

支援に当たっては、体制等の整備、被保険者の資格管理に関する事務、要介護（要支援）認定に関する事務、介護認定審査会の設置状況、保険給付、保険料、苦情の処理及び広報等介護保険事務一般について聴取し、必要に応じ関係書類を閲覧するなどして、改善すべき事項等の助言を行っている。

(7) 沖縄県介護保険事業支援計画

本県では、平成12年6月に平成12年度から16年度を計画期間とする「沖縄県高齢者保健福祉計画」（「第1期沖縄県介護保険事業支援計画」の内容を含む）を策定し、介護保険制度の円滑な導入と運営を念頭に置き、高齢者の健康状態に応じた施策を展開してきた。

平成14年度には、第1期計画期間で判明した課題や社会の変化を踏まえ、計画の見直しを行い、平成15年度から19年度を計画期間とする第2期計画を策定した。

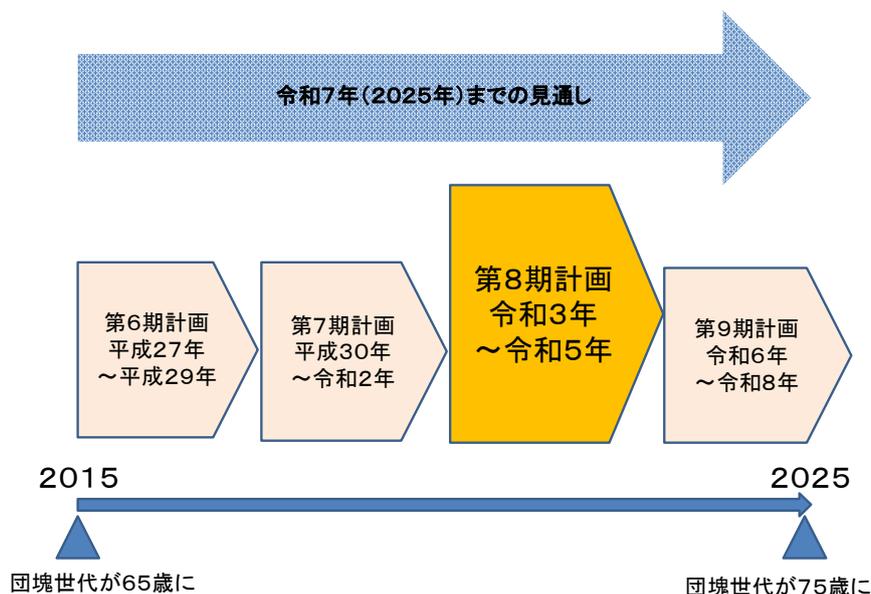
平成17年度には、平成26年度を見据えた中期的計画を基本的視点として、平成18年度から平成20年度を計画期間とする第3期計画を、平成20年度には、平成21年度から平成23年度を計画期間とする第4期計画を策定した。

平成23年度には、第3期計画からの最終段階の位置づけとして、平成24年度から平成26年度を計画期間とする第5期計画を策定した。

平成26年度には、団塊の世代が75歳以上の高齢者となる令和7年に向け、地域包括ケアシステム構築のための方向性のもと、平成27年度から平成29年度を計画期間とする第6期計画を、平成29年度には、地域包括ケアシステムの深化・推進を見据えて、平成30年度から令和2年度を計画期間とする第7期計画を策定した。

令和2年度には、引き続き、団塊の世代が75歳以上となる令和7年の本県の高齢者の状況を念頭に、また、新たに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年も見据え、地域包括ケアシステムの推進を基本理念とし、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期計画を策定した。

表3-30 計画期間



① 施策・事業を展開する上での視点

- 2025(令和7)年を目途に、医療・介護・(介護) 予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に国全体で取り組んでいるが、さらにその深化・推進が求められている。
- 地域の包括的な支援・サービス提供体制づくりにあたっては、介護保険の保険者である市町村の主体的な取組に対する広域的な観点からの県の支援が必要。
- 沖縄県は、中核市から小規模離島町村まで規模や特性が多様であることから、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。
- これらの点を施策・事業を展開する上での重要な視点として、取り組む。

② 沖縄県の介護保険の現状と課題

ア 高齢者人口及び年齢区分別人口の長期的な推移

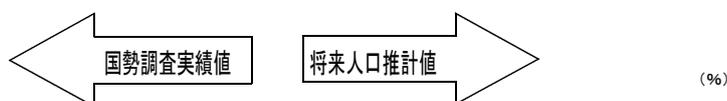
本県の人口は、「年少人口」(0～14歳)や「生産年齢人口」(15～64歳)は減少していく一方、「高齢者人口」(65歳～)は増加していくことが予想され、平成27年の27万8千人から令和7年には36万2千人にまで増加し、高齢化率も24.6%になると見込まれている。

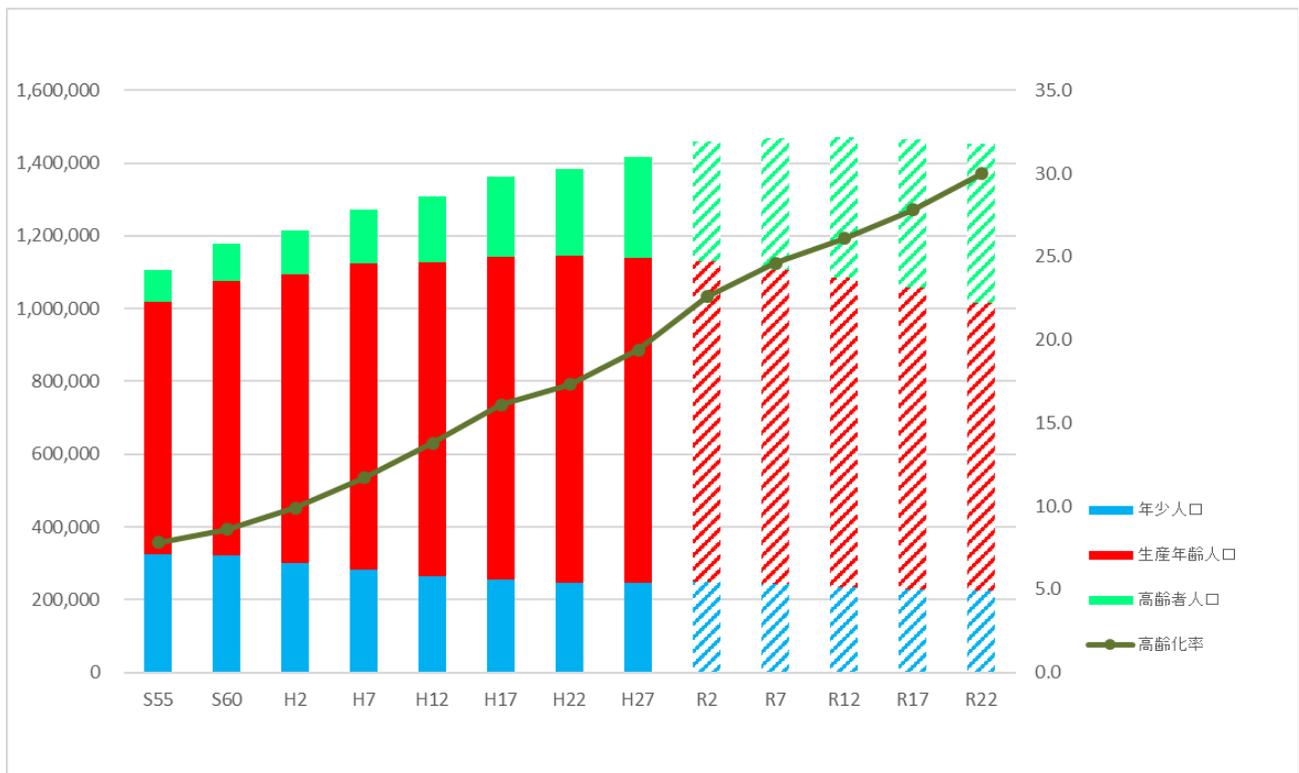
表3-31 高齢者人口及び年齢区分別人口の長期的な推移

(単位:人)

| | 平成27年 | 令和2年 | 令和7年 | 令和12年 | 令和17年 | 令和22年 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 総人口 | 1,433,566 | 1,459,570 | 1,468,236 | 1,469,847 | 1,465,761 | 1,452,321 |
| 年少人口 | 247,206 | 248,865 | 242,835 | 235,018 | 228,171 | 223,798 |
| 生産年齢人口 | 892,109 | 880,597 | 863,752 | 850,472 | 830,504 | 792,187 |
| 高齢者人口 | 278,337 | 330,108 | 361,649 | 384,357 | 407,086 | 436,336 |
| 65歳以上～75歳未満 | 134,894 | 171,717 | 177,995 | 168,606 | 171,045 | 189,305 |
| 75歳以上 | 143,443 | 158,391 | 183,654 | 215,751 | 236,041 | 247,031 |
| 高齢化率(沖縄県)(%) | 19.4 | 22.6 | 24.6 | 26.1 | 27.8 | 30.0 |
| 高齢化率(全国)(%) | 26.3 | 28.9 | 30.0 | 31.2 | 32.8 | 35.3 |

※H27総人口(国勢調査)については、年齢不詳人口15,914人を含む。





資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（平成30年3月推計値）、
「日本の将来推計人口」（平成29年推計値）から作成。

イ 要介護認定者数

本県の要介護（要支援）認定者数（第1号被保険者）は増加傾向にあり、令和5年3月末現在で約6万1千人となっている。

第1号被保険者の要介護（要支援）認定者数は、増加傾向が継続していますが、認定率（第1号被保険者数に占める割合）は横ばいとなっている。

表3-32 要介護（要支援）認定者数、認定率の推移（第1号被保険者）

| | 令和元年 3月末 | 令和2年 3月末 | 令和3年 3月末 | 令和4年 3月末 | 令和5年 3月末 |
|-----------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 認定者数 (人) | 56,373 | 57,599 | 59,352 | 60,433 | 61,107 |
| 認定者数 (要支援1) (人) | 4,931 | 5,095 | 5,112 | 5,231 | 5,567 |
| 認定者数 (要支援2) (人) | 7,901 | 8,108 | 8,288 | 8,415 | 8,648 |
| 認定者数 (要介護1) (人) | 9,306 | 9,577 | 10,104 | 9,977 | 9,996 |
| 認定者数 (要介護2) (人) | 9,323 | 9,658 | 9,970 | 9,890 | 9,800 |
| 認定者数 (要介護3) (人) | 8,978 | 9,105 | 9,582 | 10,198 | 10,381 |
| 認定者数 (要介護4) (人) | 10,172 | 10,261 | 10,783 | 11,320 | 11,328 |
| 認定者数 (要介護5) (人) | 5,762 | 5,795 | 5,513 | 5,402 | 5,387 |
| 認定率 (%) | 17.8 | 17.7 | 17.8 | 17.8 | 17.8 |
| 認定率(全国) (%) | 18.3 | 18.4 | 18.7 | 18.9 | 19.0 |

ウ 介護保険対象サービスの見込量

各保険者（市町村）が、高齢者人口の動向、介護保険対象サービスの給付実績の分析・評価、総合事業等の実施状況や見込まれる効果等を勘案して見込んだ必要なサービス量を積み上げて、県全体の介護保険対象サービスの見込量としている。

表 3-33 介護保険給付費の見込量

(単位:千円)

| | 令和2年度 (実績見込) | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | R2⇒第8期 の伸び | 令和7年度 | R2⇒R7 の伸び | 令和22年度 | R2⇒R22 の伸び |
|-------------------|-----------------|-------------|-------------|-------------|---------------|-------------|--------------|-------------|---------------|
| 1 介護サービス | 96,712,940 | 99,781,937 | 103,137,722 | 107,873,569 | 107.1% | 111,496,315 | 115.3% | 156,662,298 | 162.0% |
| (1)居宅サービス | 50,310,474 | 52,006,743 | 53,973,566 | 56,049,530 | 107.4% | 56,755,230 | 112.6% | 60,491,960 | 160.0% |
| (2)地域密着型サービス | 12,631,532 | 13,465,794 | 14,696,186 | 16,762,638 | 118.6% | 17,031,980 | 134.8% | 21,903,480 | 173.4% |
| (3)施設サービス | 28,849,419 | 29,290,093 | 29,304,631 | 29,771,467 | 102.1% | 32,323,086 | 112.0% | 46,450,830 | 161.0% |
| (4)居宅介護支援 | 4,921,515 | 5,019,307 | 5,163,339 | 5,289,934 | 104.8% | 5,386,019 | 109.4% | 7,816,028 | 158.8% |
| 2 介護予防サービス | 2,009,386 | 2,108,875 | 2,189,024 | 2,253,789 | 108.7% | 2,323,136 | 115.6% | 3,159,969 | 157.3% |
| (1)介護予防サービス | 1,606,355 | 1,689,678 | 1,750,687 | 1,806,697 | 108.9% | 1,851,943 | 115.3% | 2,521,577 | 157.0% |
| (2)地域密着型介護予防サービス | 76,679 | 86,512 | 97,729 | 97,476 | 122.5% | 104,429 | 136.2% | 138,571 | 180.7% |
| (3)介護予防支援 | 326,353 | 332,685 | 340,608 | 349,616 | 104.5% | 366,764 | 112.4% | 499,821 | 153.2% |
| 総給付費 | 98,722,326 | 101,890,812 | 105,326,746 | 110,127,358 | 107.2% | 113,819,451 | 115.3% | 159,822,267 | 161.9% |

※「R2⇒第8期」の伸びは、令和3～5年度の平均と令和2年度実績見込の比較